◆従業員への標準報酬月額の通知はお済みですか？

標準報酬月額は、月々の保険料算定の基礎となり、また将来受給する年金額に反映されるものです。

被保険者の報酬と標準報酬月額に大きな差がでないようにするため、毎年１回決定しなおしております。

決定後の標準報酬月額は、**標準報酬決定通知書**として事業主のみなさまへ通知しておりますので、被保険者へは事業主さまを通してお知らせ願います。これは資格取得時の決定や標準報酬月額変更等の場合でも同様です。

被保険者が自らの報酬と標準報酬月額に違いがないか確認していただくために、必ずお知らせしていただきますようお願いします。

◆数字で見る青森県の概況（平成 23 年 3 月現在）

厚生年金保険		国　民　年　金	
事業所数	14,730 件	被保険者数合計	328,077 人
被保険者数	259,549 人	第 1 号被保険者	240,207 人
標準報酬月額平均	231,806 円	任意加入被保険者	2,788 人
		第 3 号被保険者	85,082 人
年金受給権者年金額		年金受給権者年金額	
合　計	202,411,992 千円	合　計	227,297,898 千円
老齢	156,170,409 千円	老齢	198,713,657 千円
障害	4,194,305 千円	障害	25,052,343 千円
遺族	42,047,278 千円	遺族	3,531,898 千円

詳しくは厚生労働省ホームページ「厚生労働省：統計情報」をご覧ください。
（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/index.html ）

◆移動年金相談のお知らせ

会　場	日　程	時　間	予約先
野辺地町中央公民館	１０月２６日（水）	10：00～15：00	青森年金事務所 017-734-7498
柏葉館（七　戸　町）	１１月２４日（木）	10：30～15：00	
五所川原市役所	１０月１２日（水）	10：00～15：00	弘前年金事務所 0172-27-1309
	１１月　９日（水）	10：00～15：00	
つがる市役所	１０月２６日（水）	10：00～15：00	
	１１月２４日（木）	10：00～15：00	

※　移動年金相談は完全予約制となります。ご予約は相談日の１ヶ月前から受付いたしますが、定員になり次第締め切りいたします。

（予約受付時間　平日８：３０～１７：００）

【予約の申込方法】
- ご希望の相談日の１週間前までに、お電話で相談日をご予約ください。
- 申し込みの際は、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いしますので、年金手帳等をお手元にご用意ください。
- 予約状況によっては、相談日時を調整させていただく場合もありますので、ご了承願います。

※　相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

※　本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要となります。